

# 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画における施策事業の取組状況について

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-1	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	学校・園における人権・同和教育の充実	<p>・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとられないものの見方・考え方の育成に取り組めます。</p>	<p>〔成果〕 市内33校園を人権教育・保育計画訪問として、保育幼稚園課、地域総合センター、教育研究所と連携して、授業参観、指導助言を行った。教職員が人権教育について改めて考える機会を設けることができた。</p> <p>〔課題〕 感染症対策として、少人数での参観、協議会とした学校園も多く、全体で公開授業・保育の様子を共有することが難しかった。</p>	<p>〔具体的な取組〕 市内35校園で人権教育・保育計画訪問を実施する。市内校園で共通の資料を用いて人権研修を実施し、報告内容をリーダー研修会等で共有し、各校園での研修に生かしていく。</p> <p>〔目標値〕 各校園での人権研修年2回以上</p>	学校教育課
人-1				<p>〔成果〕 園生活における日々の中で、発達段階に応じて、友達と一緒に過ごすことの楽しさを感じるなど、人権尊重の心につながる素地の育成につながった。</p> <p>〔課題〕 長期的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕 教職員が高い人権意識をもって、子どもに関わっていくために研修を重ねていく。</p> <p>〔目標値〕 各園年間3回程度の職員人権研修 各園年間1回程度の保護者人権研修</p>	保育幼稚園課
人-2				<p>・同和問題を正しく理解し、その解決に向けて主体的に行動する意識を高める教育の実践に向けて、『部落問題学習共通教材実践事例集』の研究および活用や、差別事件・事象の教材化を通して、教職員自身の研修の充実を図り、人権意識を高めます。</p>	<p>〔成果〕 共通教材実践事例集をもとにした公開授業を実施した。令和2年度より2年間をかけて取組できた中学校版共通教材実践事例集を改訂し、人権について改めて考えることができた。</p> <p>〔課題〕 実践事例集を担当学年、担当教員しか活用していない現状がある。また、指導経験等の差から同和問題を指導する際に不安や戸惑いを感じている若手教員もおり、研修の充実を図る必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕 今年度から小学校で共通教材実践事例集の見直しのため、公開授業、授業研究会を実施する。また共通教材の周知・活用のため、改訂した中学校版を各校に配布した。さらに市内共通研修資料を作成し、実施する。研修のまとめをリーダー研修会等で共有し、理解を深める。</p> <p>〔目標値〕 公開授業、授業研究会2回以上</p>
人-3	地域における人権・同和教育の推進	<p>・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。</p>	<p>〔成果〕 自治会と市行政推進班員が連携・相談しながら、自治会人権・同和問題学習会を開催した。新型コロナウイルス感染症の拡大により集合研修が難しくなる中、コロナ差別などのタイムリーな話題と絡めた研修や、少人数に分かれての開催、人権啓発資料の各戸への配布や回覧などの工夫を凝らして開催された。</p> <p>・自治会人権・同和問題学習会の開催 集合研修のみ実施:27自治会 資料の回覧・過去配布のみ実施:27自治会 集合研修と回覧・配布を実施:12自治会 人権標語の募集:2自治会 ・学区別人権学習会の開催 6学区で開催</p> <p>〔課題〕 ・集合形式の研修が困難な場合の開催手法や、効果的な学習機会の提供について検討する必要がある。 ・令和元年度に実施した市民意識調査において、同和問題の解決に向けて「私にできることからやっていきたい」と答えた市民の割合が24.3%であり、「何も触れずにそっとおいたほうが自然となくなる」と回答した市民(32.0%)を下回っている。同和問題を市民一人ひとりに「自分事」として考えてもらえるような学習機会の提供を工夫する必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕 市民が同和問題を「自分事」として考えられるよう、自治会や学区などの身近なコミュニティにおける学習機会の提供を支援する。</p> <p>・行政推進班員を対象とした研修会(5/11、12計2回) 演題:「同和問題(部落差別)について」 講師:滋賀県人権センター 河川 守男さん</p> <p>・自治会人権・同和問題学習会の集合研修の開催が困難な場合、中止せずに資料の各戸配布や回覧などの代替の学習機会提供を行っていただけるよう、守山市まちづくり人権教育推進協議会と連携して、啓発資料の提供や印刷代補助などを実施する。</p> <p>・配布や回覧をされた場合、目を通してもらいやすい資料を提供できるように、資料の作成や収集を行う。</p> <p>〔目標値〕 ・自治会人権・同和問題学習会の開催自治会数 R3:68自治会 → R4:70自治会</p>	人権政策課	

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-3	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	地域における人権・ 同和教育の推進	・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	<p>【成果】</p> <p>同和問題および各種人権問題について市民学習と啓発を実施した。コロナ蔓延に配慮して人権講座のネット配信を行った。</p> <p>①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 13回(内2回はネット配信)</p> <p>②センター通信による啓発 12回</p> <p>【課題】</p> <p>部落差別などの人権侵害はインターネットなどを使って巧妙かつ悪質に行われるようになってきており、引き続き着実な市民学習が必要である。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>インターネットを悪用した差別など顕著化する人権課題をテーマとした人権講座の開催、地域住民学習会やセンター通信等を活用して市民学習を推進する。</p> <p>引き続きネット配信による人権講座も実施する。</p> <p>【目標値】</p> <p>①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 14回</p> <p>②地域住民学習会 1回</p> <p>③センター通信による啓発 12回</p>	地域総合センター
人-4				<p>・研修機会の充実、必要な資料の提供を通じて、同和問題について深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図ります。</p> <p>【成果】</p> <p>指導者の研修機会として、研修会の開催や、人権啓発に関する各種パンフレット・研修に関する資料の送付を行い、啓発講師団・公民館指導員の研修機会の確保と人権意識・資質の向上を図ることができた。</p> <p>・研修会の開催</p> <p>①8/4 参加者の“本音”を引き出す学習会って？</p> <p>講師：滋賀県人権センター 河口守男さん</p> <p>②11/17 デートDVから子どもを守る</p> <p>～加害者も被害者も作らないために～</p> <p>講師：NPO法人レジリエンス 代表 西山さつきさん</p> <p>【課題】</p> <p>人権課題は多様化しており、コロナ差別と絡めた内容など世情に合わせた話を求められることも多いため、講師団に対して適切な研修機会や人権課題に関する資料を提供する必要がある。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>被差別部落にルーツをもつ講師を招き、自身の体験をお話しいただくことで、同和問題を「自分事」として考えてもらう講演を行っていただけるよう、研修内容を工夫する。</p> <p>・講演会(6/5 守山市まちづくり人権教育推進協議会主催)</p> <p>演題：「私からはじめる私たちの多様性社会」</p> <p>講師：公益財団法人とよなか国際交流協会 三木幸美さん</p> <p>・講演会(8/20 人権・同和教育研究大会主催)</p> <p>演題「差別をなくす」から「手をつなぐ」へ～ルーツを大切に生きる～</p> <p>講師：(一社)タウンスペースWAKWAK業務執行理事兼事務局 局長 岡本 工介さん</p> <p>【目標値】</p> <p>・指導者を対象とした、同和問題に関する研修会の開催 年1回以上</p>	人権政策課
人-5				企業・事業所における人権意識の向上	<p>・企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和問題学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。</p> <p>【成果】</p> <p>企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会を開催することにより、人権・同和問題や公正採用選考についての学習を推進することができた。</p> <p>・第26回企業内人権問題初任者研修(6/24 48名/28社)</p> <p>・第8回事業所内人権教育公正採用研修(8/19 28名/28社)</p> <p>・第44回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10/29 43名/35社)</p> <p>・第36回事業所内人権教育研修トップセミナー(2/17 36名/34社)</p> <p>【課題】</p> <p>・企業訪問については、新型コロナウイルス感染症の影響により、全社対象に実施できなかった。</p> <p>・各種研修会については、コロナ対策や参加しやすい手法による開催が求められているため、今後ZOOM等を活用したオンライン研修を活用する必要がある。</p> <p>・企業内人権教育推進協議会の会員数が伸び悩んでいる。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、多くの企業の方に参加いただけるような研修会を開催する一方、ZOOM等によるオンライン研修についても実施できるよう取り組む。</p> <p>・第27回企業内人権問題初任者研修(6/30)</p> <p>・第9回事業所内人権教育公正採用研修(8月)</p> <p>・第45回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10月)</p> <p>・第37回事業所内人権教育研修トップセミナー(2月)</p> <p>企業訪問時等に、企業内人権教育推進協議会に未加入の企業に対し、加入促進を図る。</p> <p>【目標値】</p> <p>・各研修会の参加者数 50名/回</p> <p>・企業内人権教育推進協議会会員数 150社</p>

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-6	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	市民に対する啓発活動の充実	<p>・これまでの啓発活動で積み上げてきた成果と手法の評価および市民意識調査結果を踏まえて、あらゆる世代にあらゆる手段で啓発が行き届くよう、人権啓発を効果的に実施し、予断や偏見に基づく差別意識や被差別部落に対する忌避意識の解消に向けた取組を推進します。</p> <p>・部落差別解消推進法が制定された背景とともに法律についての周知を図り、関連施策の充実を図ります。</p>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・守山市まちづくり人権教育推進協議会と共催して、人権啓発作品展である「ふれあいもりやま展」の作品募集と展覧会を開催した。地域や学校において合わせて12,970点の作品づくりに取り組まれ、同和問題をはじめとする人権問題についてじっくりと考えてもらうきっかけとすることができた。</li> <li>・守山市まちづくり人権教育推進協議会広報紙「ふれあいもりやま」で、LGBTQや新型コロナウイルス感染症に関連した活動を紹介したり、クロスワードコーナーなど楽しみながら人権について考える機会を提供した。</li> <li>・部落差別解消推進法については、市ホームページへの記事の掲載や各種研修等を通じ、啓発パンフレットを配布するなど、市民に対する啓発を行った。</li> </ul> <p>〔課題〕 ・令和元年度に実施した市民意識調査結果から、自治会や市主催の研修会・講習会に40歳代以下の参加率が低いことが明らかになっており、ホームページやオンライン研修、広報紙など、さまざまな媒体によって啓発活動を行う必要がある。また、目に見える差別は少なくなっているが、「結婚」「就職」などの際に被差別部落出身者を選けようとする「忌避意識」が見られるため、解消に向けた啓発活動が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別解消推進法の認知度が低い。</li> </ul>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる世代の市民が人権や自身の行動についてじっくり考える機会となるよう、広報紙「ふれあいもりやま」の全戸配布や人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」の開催を行う。 広報紙の発行(12月、3月) ふれあいもりやま展 作品募集:10～12月 展覧会の開催:2/16～22</li> <li>・同和問題に関する正しい理解と認識が広まるよう、守山市人権・同和教育研究大会の開催や、チラシ・広報紙の配布を行う。</li> <li>・守山市人権・同和教育研究大会において同和問題をテーマにした講演会を開催(8/20) 演題:「差別をなくす」から「手をつなぐ」へ～ルーツを大切に生きる～ 講師:(一社)タウンスペースWAKWAK業務執行理事兼事務局 岡本 工介さん</li> <li>・部落差別解消推進法については、積極的な広報や各種研修等を通じ啓発パンフレットの配布を行う。</li> </ul> <p>【目標値】 ・ふれあいもりやま展 取組点数 R3:12,970点 → R4:13,000点 展示観覧者 R3:602名 → R4:700名以上</p>	人権政策課
人-6		地域総合センター	<p>〔成果〕</p> <p>市民向けに人権講座、小中学生対象に自主活動学級を開催して、各世代における同和・人権問題学習を推進した。</p> <p>①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 13回(内2回はネット配信) ②自主活動学級 小学生11回(延385人)、中学生12回(延135人)</p> <p>〔課題〕 市民意識調査の結果においては、市民の意識改革は進んできているがまだまだ十分とは言えず、今後も着実な市民学習の実施が必要である。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>部落差別問題等をテーマとした人権講座、児童生徒を対象とした自主活動学級を開催して、各世代に応じた同和・人権問題学習を推進する。</p> <p>【目標値】</p> <p>①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 14回 ②自主活動学級 小学生13回、中学生14回</p>		
人-7		えせ同和行為の排除	<p>・えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題解決の大きな阻害要因となるものであり許されない行為であるとの認識のもと、現状の把握や遭遇した際の適切な対応方法についての情報提供を行うとともに、警察や大津地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、徹底した排除に向けた取組を推進します。</p>	<p>〔成果〕</p> <p>年度初めに「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知し、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整えることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所での発生(H28年度1件)</li> <li>・平成29年12月頃、県内においてえせ同和行為とみられる電話での問い合わせが複数件発生</li> <li>・これ以降発生なし。</li> </ul> <p>〔課題〕 マニュアルを示し周知しているが、実際に事案に遭遇した時に落着いて対応できるよう各自シミュレーションしておく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>引き続き、「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知するとともに、人権・同和教育行政推進班実務者研修(係長級以上対象:5月)等の研修会でえせ同和行為について説明することにより、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整える。マニュアルを示すだけでなく、研修会等の場で対応の仕方についてふれるなどして職員の再認識を図る。また、学校、企業・事業所等でも適切に対応してもらうため、学校や企業・事業所等を訪問した際に、広く周知する。</p> <p>【目標値】 事象発生件数 0件</p>	人権政策課
人-8	「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発	<p>・住民票の写しや戸籍謄抄本等の第三者への交付を、事前に登録された本人に通知する制度について周知に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図ります。</p>	<p>〔成果〕</p> <p>不正請求の抑止策として、事前登録型本人通知制度を平成25(2013)年4月1日から実施しており、本人以外に住民票の写しや戸籍謄抄本を交付した際に、その交付した本人について登録者本人に通知した。あわせて、本人からの申出に基づいて、開示を行った。また、広報や窓口業務での案内により継続的な啓発活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数:R3.3:723人、R4.3:754人</li> <li>・本人通知数:60人</li> <li>・開示者数:11人</li> </ul> <p>〔課題〕不正請求を抑止するための制度の法制化を引き続き要望していく必要がある。また、普及啓発が必要である。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>今後も住民票の写しや戸籍等の不正請求を未然に防ぐため、申請受付の際の本人確認を徹底するとともに、本人通知制度の窓口での案内や広報等による継続的な啓発を行う。</p> <p>【目標値】 令和7年3月末:800人</p>	市民課	

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-9	2女性の人權 ＜第4次計画＞ (本編P14～)	女性に対するあらゆる暴力防止の推進	・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	〔成果〕 母子・父子自立支援員がDV相談等、相談者に寄り添う中、相談対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、緊急性が高いケースについては一時保護等の対応を行った。 転入者向け冊子へのDV等相談先の掲載や「女性に対する暴力をなくす運動期間」について、広報もりやまで啓発を行った。 ・DV相談件数: R2年度延べ相談件数271件・実人数39人 R3年度延べ相談件数127件・実人数17人	〔具体的な取組〕 ・引き続き、母子・父子自立支援員がDV相談等、相談者に寄り添った対応、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。	こども家庭相談課
人-9				〔課題〕 広報やHP、パンフレット等による啓発等、引き続き恒常的な啓発が必要。また、県の配偶者暴力相談支援センターや内閣府のDV相談など、相談できる先の周知も併せて実施していく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、HP掲載、有線放送、庁内コミュニケーション等により周知啓発を行う。 ・各種人権学習や地域研修会などにおいて、DV防止をテーマとして取り上げ、市民に認識を深めてもらう機会を増やす。	
人-10		政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き、審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組みます。	〔成果〕 令和3年度末における登用率は35.0%であり、前年度数値を0.3ポイント下回った。また、目標値の40%以上を達成している審議会等の割合は41.9%であった。 〔課題〕 女性委員のいない審議会が依然として存在する。	〔具体的な取組〕 ・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。 ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団地等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。 ・固定的な男女の役割分担意識の解消に向けた啓発・広報などにより、社会のあらゆる分野で、女性が指導的地位に就くことができる環境の整備を図る。	人権政策課
人-11		固定的な性別役割分担意識の解消	・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。	〔成果〕 男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施した。昨年度はコロナの影響があったため、1学区で実施。(参加者: 吉身28人) 〔課題〕 地域研修会を全学区で開催できていない。地域研修会の早期開催に向け、学習テーマ・講師を提案する必要がある。	〔具体的な取組〕 男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施し、家庭、地域などあらゆる場面で、男女共同参画の意識が浸透するよう、学習機会の提供をおこなう。 〔目標値〕 地域研修会の参加者数目標値: 450人(令和7年度)	人権政策課
人-12		3子どもの人權 ＜第4次計画＞ (本編P15～)	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	〔成果〕 要保護児童対策協議会を中心に、学校・園、医療機関等の関係部署、関係機関が連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めた。 ・児童虐待相談件数: R1 320件、R2 304件、R3 422件 家庭相談員が子育ての悩みや不安の相談に応じ、適切なアドバイス等により、虐待の未然防止を図れた。 要保護児童対策協議会や児童虐待に対する理解を深めるため、要保護児童対策協議会主催の研修会を開催した。 R3 第1回 5/24 34人 第2回 7/5 54人 第3回 8/19 53人 第4回 10/11 38人 第5回 2/15 35人 〔課題〕 コロナ禍において、児童虐待やDVの増加が懸念されるため、さらなる体制の充実を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 ・子育て応援室において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、相談体制の強化を行う。 要保護児童対策協議会の定期開催により、関係機関(支援機関)との連携と情報共有を図る。 ・要保護児童対策協議会構成員に対する体系的な研修を行う。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-12	3子どもの人権 ＜第4次計画＞ (本編P15～)	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	〔成果〕 一人ひとりへの丁寧な関わりと虐待に対する認識の高まりにより、早期発見につながっている。子ども家庭相談課等関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど継続的な見守りや支援ができた。 〔課題〕 連携の取りにくい家庭に対して、どのように関わっていけばよいかを検討していかなければならない。密に連携を取ることができる人間関係を構築していく。	〔具体的な取組〕 教職員による児童虐待の早期発見・早期対応に対するスキルと意識を高める研修を推進していく。こども家庭相談課等との連携を図り、支援に向けた取組を行う。 【目標値】 ・やすらぎ支援相談員連絡会(年5回) ・市SC,SSW研修(年5回)	学校教育課
人-13		いじめ防止の推進	・いじめを許さない集団づくりのため、一人ひとりの人権を尊重する意識や態度の育成をめざす教育を行うとともに、「守山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や早期発見、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。	〔成果〕 各学校でいじめアンケートを実施し、「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を周知徹底した。そのことがいじめの早期発見につながり、教職員のいじめに対する認識の向上し、認知件数が増加した。さらに共通理解をすることで各校の対応力の強化につながった。 【いじめの件数:小学校492件(284増)、中学校192件(46増)】 〔課題〕 未然防止・早期解決をめざし、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、教職員の対応力を向上させる。	〔具体的な取組〕 各校でいじめ問題に関する研修を行うことで、教職員がいじめの未然防止、早期発見に対応できるスキルを身に付け、学校全体としての対応力を高める。 【目標値】 ・生徒指導担当者・教育相談担当者等合同研修会の実施 ・クロムブックを活用した相談体制の施行(小・中学校) ・やすらぎ支援相談員連絡会(年5回) ・市SC,SSW研修会(年5回)	学校教育課
人-14		不登校・学校不適応の児童・生徒に対する支援の充実	・多様な要因から生じる不登校・学校不適応は、どの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、子どもの特徴や状況に応じて早期に対応し、支援を行います。また、支援する子どもの学習権を保障することにも努めます。 ・必要に応じて関係機関と連携し、支援を行うとともに、地域に対して、不登校・学校不適応の実情についての理解を深めるための啓発を行います。	〔成果〕 各校で教育相談体制を確立し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのアドバイスを受け、関係機関と連携を図りながら不登校の要因を分析し、適切な対応に努めた。不登校課題の解消に向け、学校体制の整備につなげることができた。 〔課題〕 児童生徒の登校状況だけでなく、関係機関とも連携を図り、不登校の兆候を見逃すことなく、迅速な初期対応と家庭との連携も進める必要がある。	教育相談担当が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所等の関係機関と連携をしながら、不登校の要因を分析し、適切な初期対応に努める。不登校課題の解消に向けた学校体制の整備を進める。 【目標値】 ・生徒指導担当者・教育相談担当者、特別支援教育担当者等合同研修会の実施 ・やすらぎ支援相談員連絡会(年5回) ・市SC,SSW研修会(年5回)	学校教育課
人-15		子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔成果〕 生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として、子どもの学習・生活支援事業を実施した。 〔課題〕 実施場所が1か所のみ(浮気町)であり、事業拡大にあたり、対象者のニーズが把握できていない。	〔具体的な取組〕 日常の相談業務やアウトリーチ(訪問)を実施していく中で、対象者のニーズ把握に努め、既存の支援制度を整理し見直していく。	生活支援相談課
人-15				〔成果〕 切れ目のない支援の構築のため、関係機関との連携を密にすると共に、家庭状況に関わらず、質の高い保育提供の為、待機児童を最小限にした。 〔課題〕 保育ニーズの低年齢化や増加に対応するための受け皿の確保が課題になっている。	〔具体的な取組〕 引き続き質の高い保育を提供し、自立できる基礎となる力を育てていく。 【目標値】 ・待機児童の解消	保育幼稚園課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課	
人-15	3子どもの人権 ＜第4次計画＞ (本編P16～)	子どもの貧困対策の推進	<p>・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。</p>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な支援が必要な場合等は、生活支援相談課へつなぐなど、関係部署・機関と連携し、利用できる制度の周知等の支援を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った母子世帯等に声をかけ、社会福祉協議会やフードバンクびわ湖等が実施する食料提供について情報提供を行い、支援を行った。</li> <li>・ひとり親家庭の自立促進、経済的自立支援のために、教育訓練講座を受講された場合に給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や資格取得支援のために専門学校等に修業された場合に給付金を支給する「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に取り組んだ。</li> <li>R3実績 自立支援教育訓練給付金事業 3件 高等職業訓練促進給付金等事業 3件</li> <li>・児童扶養手当を受給している世帯等を対象に「ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金」を児童800人分を支給した(国制度)。</li> <li>・ひとり親世帯以外で所得額が一定額以下の子育て世帯等を対象に「ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金」を児童723人分を支給した(国制度)。</li> <li>・児童扶養手当を491人(受給資格認定件数682人)に支給した。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、養育者の収入減少等による影響が生活全体に影響を及ぼしており、生活再建に向けたこれまでの取組の継続と雇用支援等の取組が必要であり、全庁的な取り組みが求められる。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生活支援相談課等の関係部署・機関と連携し、支援を行う。</li> <li>・生活困窮世帯の暮らしを下支えすることを目的に、健康福祉政策課・生活支援相談課・当課で生活物資の配布とアウトリーチによる相談支援を行う。</li> <li>・引き続き、「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に努める。</li> <li>・養育費に関する公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金事業を実施し、養育費の確保支援に努める。</li> <li>・児童扶養手当、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(国制度)をひとり親世帯等の支給要件該当者に支給する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止に留意する中、こどもの居場所づくりに資する団体に対する開催支援を実施する。</li> </ul>	こども家庭相談課・子育て応援室	
人-15		子どもの権利の普及・啓発の推進	<p>・子どもを一時的な保護対象としてではなく、子ども自身が自立する力を支えるとともに、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような機運を醸成します。また、子どもの権利条約や改正児童虐待防止法の内容を踏まえ、子どもの権利が守られるよう教育関係者、保護者等を中心に子どもに関わるすべての人々に対して普及・啓発を図ります。</p>	<p>〔成果〕</p> <p>要保護児童対策協議会において構成員に対し、児童虐待防止等についての研修会を開催し、意識の向上を図った。</p> <p>R3 第1回 5/24 34人 第2回 7/5 54人 第3回 8/19 53人 第4回 10/11 38人 第5回 2/15 35人</p> <p>・11月の児童虐待防止月間を中心に啓発を行った。 10/18 オレンジリボンたすきリレー(啓発写真により参加) 11月 オレンジリボンライトアップ、広報掲載などにより児童虐待防止啓発</p> <p>〔課題〕</p> <p>コロナ禍のため、児童福祉月間や児童虐待防止月間等における啓発機会が減少したが、手法を変更しながら、効果的な普及・啓発が必要である。</p> <p>子どもの人権をテーマにした自治会人権学習会の取組支援については、人権政策課、地域総合センターと連携して進める必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図り、困っている児童生徒の早期発見につとめた。また就学援助や育英奨学金制度等による経済的な支援を行った。</p>	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図りながら、児童生徒に丁寧に関わっていく。	学校教育課
人-16		子どもの権利の普及・啓発の推進	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策協議会に於いて構成員に対し、児童虐待防止等についての研修会を開催し、意識の向上を図った。</li> <li>R3 第1回 5/24 34人 第2回 7/5 54人 第3回 8/19 53人 第4回 10/11 38人 第5回 2/15 35人</li> <li>・11月の児童虐待防止月間を中心に啓発を行った。 10/18 オレンジリボンたすきリレー(啓発写真により参加) 11月 オレンジリボンライトアップ、広報掲載などにより児童虐待防止啓発</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <p>コロナ禍のため、児童福祉月間や児童虐待防止月間等における啓発機会が減少したが、手法を変更しながら、効果的な普及・啓発が必要である。</p> <p>子どもの人権をテーマにした自治会人権学習会の取組支援については、人権政策課、地域総合センターと連携して進める必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援室の職員を増員するなか、機能強化を図る。</li> <li>・要保護児童対策協議会のネットワークを活用し、関係機関(支援機関)との連携と情報共有を図る。</li> <li>・要保護児童対策協議会構成員に対する体系的な研修を行い専門性の向上を図る。</li> </ul>	子育て応援室		

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-17		子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 待機児童の解消に資するため、保育の受け皿として令和4年4月開所の中規模保育園(60名定員)を整備した。 〔課題〕 ・保育の受け皿は一定整備を進めたが、保育ニーズは幼児教育・保育の無償化等を受け、依然高い状況が続いている。今後も保育ニーズを慎重に見極めつつ、適切に保育を提供できるよう努めていく必要がある。また、保育士の確保については厳しい状況が続いており、リカレント教育等の保育士確保策を推し進める必要がある。	〔具体的な取組〕 保育園等については、子ども・子育て会議を開催し、適切な保育の量等について検討をしていく。児童クラブについては、令和5年度開所を目指し、玉津学区に40名規模のクラブを新設する。その他の学区についても、ニーズを慎重に見極めながら受け皿の検討をしていく。また、引き続き保育士のリカレント教育や子育て支援員等を養成するため、人材育成を推進する。 〔目標値〕 待機児童0	こども政策課
人-17	3子どもの人権 ＜第4次計画＞ (本編P16～)	子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 令和3年4月に守山幼稚園をこども園化等こどもの利益を最優先にした保育施設の整備を行うことで、子どもを産み育てやすい環境づくりにつながった。また、各園においては子育て支援のセンター的役割を果たすべく、未就園事業や子育て相談の実施など、社会全体で支援するシステムの充実を図った。 ・未就園事業実施回数 R3年度実績142回、参加組数1,207組 〔課題〕 保育ニーズは年々増加傾向にあることから、保育人材の定着化が課題であるとともに、環境づくりの中で大きな役割を担う保育士の人材育成が課題である。	〔具体的な取組〕 守山市子ども・子育て応援プラン2020に基づき保育人材の確保と定着化に向けて保育人材バンクの積極的な活用を行うとともに、市内研修施設を活用した研修の充実を行い、人材育成を行う。 〔目標値〕 保育士等専門研修 3回実施 60人参加	保育幼稚園課
人-18		子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進	・次世代を担う子どもが夢や希望を持ち、いきいきと健やかに育っていくため、自らの意見を表明できる機会を提供します。また、人権尊重を基盤に置いて子どもの意見や思いを育てる場づくりを行います。	〔成果〕 各中学校の代表生徒が将来の夢や社会への思いを作文に書き発表する「中学生広場～私の思い2021～守山大会」については、市内6中学校から選ばれた18人が意見発表し、350人の参加で開催できた。 〔課題〕 開催時間が長時間になるため、コロナ禍においても、より参加しやすいように、引き続き、事前準備を含めた開催手法等について検討していく必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き同年代の市民ホールでの発表会参加を求めていく。しかし一方で、現時点では部活動との兼ね合いもあり簡単には解決しないが、各校での発表会(学年・全校)等の充実も求めていきたい。 ＜本年度実施予定＞ 令和4年7月9日(土) 守山市民ホール大ホール ・市内6中学校の代表18人の意見発表 ・明富中学校、県立守山中学校の活動発表 ・参加者予定650人 ・コロナ感染症拡大防止に留意して実施する。	社会教育・文化振興課
人-19	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	障害者に対する虐待防止の推進	・障害者に対する虐待の未然防止と早期発見に努め、事案が発生した時には、そのケースに応じ、関係機関と連携して、迅速に対応を行います。 ・障害者に対する虐待防止に関する啓発に努めます。	〔成果〕 緊急一時保護の居室について、三障害(身体・知的・精神)に対応できる事業者による緊急一時保護先の確保を行った。 ・令和3年度 利用実績 1件 〔課題〕 県内に2か所の一時保護所を確保しているが、心身に重い障害がある人や医療を必要とする人にも対応可能な体制整備が必要である。	〔具体的な取組〕 引き続き緊急一時保護の居室確保の対応がとれるように、圏域内の他市と共に事業者へ委託を行う。また、より広域的な県レベルでの対応については、他市とともに検討を行う。 被虐待者の受け入れにあたっては、障害特性に応じた支援を提供できるよう、より良い支援体制・方法を検討する。	障害福祉課
人-20		権利擁護の充実	・判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	〔成果〕 社会福祉協議会、成年後見センターもだま、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく等の関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めたことにより、障害のある人の権利擁護を推進できた。また、報酬助成制度の活用により後見人等の担い手の確保を行った。 ・成年後見センター等による相談会 6回(内守山市内で実施2回) 〔課題〕 成年後見制度・地域権利擁護事業の支援内容の理解等が未だ進んでいない状況である。	〔具体的な取組〕 成年後見制度利用促進の中核機関(成年後見センターもだま)設置に伴い、より一層の事業の啓発・関係機関等の連携強化・相談支援体制の充実を図り、障害のある人の権利擁護の利用の推進に努めていく。 〔目標値〕 ・弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が相談に応じる権利擁護等に関する何でも相談会を開催 1回	障害福祉課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課	
人-21	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	障害を理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。</li> <li>・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、障害者自立支援協議会にて説明を行い、具体的な取組の必要性の周知・啓発を行った。	<p>〔具体的な取組〕</p> 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、引き続き研修会やイベント等の様々な機会を利用して、周知・啓発を行い障害を理由とした差別の解消に向けた取組を推進する。	障害福祉課	
人-21		障害を理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。</li> <li>・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「障害者の人権」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。また、部落解放・人権政策びわこ南部地域研修会(12/25)の「人権・同和行政部会」において、圏域内の行政職員や企業等を対象に、「視覚障がいのあるお客様へ対応事例」に基づき、「合理的配慮」の考え方を含め、障害者の人権について理解を深めた。	<p>〔具体的な取組〕</p> 「障害者差別解消法」等の周知については、障害福祉課の取組とも連携し、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努めます。	人権政策課	
人-22		ユニバーサルデザインの促進	ユニバーサルデザインの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> 障害者手帳交付時等において、県の実施する車椅子利用者等用駐車場利用証制度についての周知・啓発に努めた。	<p>〔具体的な取組〕</p> もりやま障害福祉プラン2021においても、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を掲げており、福祉・保健・医療分野だけでなく、道路・都市計画・住宅・商業・観光・交通政策・教育など関係部門との連携した取り組みを実施する。	障害福祉課
人-22					<p>〔課題〕</p> 障害のある人の施設の優先利用(駐車スペース等)への配慮について、啓発が必要である。	<p>〔具体的な取組〕</p> ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)活用した自主防災訓練の実施の依頼を、7学区自治会長会で行うなど、周知を図る。	健康福祉政策課
人-22					<p>〔課題〕</p> さらにユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	<p>〔目標値〕</p> UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施 年間5回	建築課
人-22	<p>〔成果〕</p> 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。				<p>〔具体的な取組〕</p> 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備を推進します。		
人-22	<p>〔成果〕</p> 市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努めた。また、歩道に関しては、透水性舗装を主とし、歩行者への水撥ね等に配慮した整備を行った。	<p>〔具体的な取組〕</p> 市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努め、また、歩道に関しては歩行者への水撥ね等に配慮した透水性舗装の整備を行う。	道路河川課				
人-22	<p>〔課題〕</p> 新たな路線のバリアフリー化を計画していく必要がある。	<p>〔目標〕</p> ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるよう、危険箇所の早期発見および早期整備を進めていく。					



No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-23	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	地域における生活 支援	・障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。	〔成果〕 自立支援給付(障害福祉サービス)により、住みなれた地域での安心した暮らしや日中活動の場の提供を行えた。 〔課題〕 医療を要する方や強度行動障害の方の住まいの場の確保が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2021に基づき、自立支援給付事業・地域生活支援事業の充実を図っていく。 引き続き計画相談事業所の連絡会を開催し、スキルアップ研修等を行い地域の福祉サービスの質の向上を図る。	障害福祉課
人-24			・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 通所支援事業所と連携しながら、障害のある人の特性に合った就労が継続できるよう支援を行った。就労移行支援事業等の活用により、就労に必要な訓練を提供し就労に結び付けることができた。 〔課題〕 職場実習先や就労先の新規開拓が必要である。	〔具体的な取組〕 公共職業安定所や障害者職業センター、湖南地域働き・暮らし応援センター等の地域の関係機関との緊密な連携を行い、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取り組みを行っていく。	障害福祉課
人-24			・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 障害者雇用の促進を図るため、市独自で障害者就職フェアを開催した。例年は面接会のみであったが、障害者の雇用に関する支援制度についてのセミナー(事業者向け)を合わせて開催するとともに、仕事内容・職場での配慮内容等の説明のみを希望する障害者の参加も可能とし、事業者・障害者ともに参加しやすい内容とした。 ・障害者就職フェア(11/2) 面接参加事業者:5社 支援制度セミナーのみ参加事業者:5社 参加人数:14名、うち企業説明のみ8名 〔課題〕 事業者と求職者との間で、職務・適性のミスマッチが見受けられる場合もあり、障害者の職務内容・水準や障害に応じた配慮について事業者の理解が必要である。	〔具体的な取組〕 障害者の更なる就労を促進するため、障害者就職フェアを引き続き開催する。開催内容としては、令和3年度の「セミナー開催」「説明のみ希望可」を継続し、事業者・障害者ともに参加しやすい形式とする。 また、事業者の障害者雇用の需要を掘り起こすため、商工労働推進員、商工業活性化推進員を中心に受入事業者の開拓を進める。 【目標値】 ・障害者就職フェアにおける就職者数 5名以上 ・受入事業者数 5社以上	商工観光課
人-25		ノーマライゼーションの理念等の普及	・障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。	〔成果〕 令和3年11月23日に「もりやま地域共生大会」として守山福祉大会・もりやまふれあいフェアを合同で開催。当日は市内作業所の物品販売を行った。また守山市民ホール展示室にて、11月22日から25日まで市内障害関係団体・通所施設連絡協議会等の紹介を行い、広く市民への啓発を行った。 障害者週間では、市内商業施設や幹線道路沿いにのぼり旗を設置するとともに、商業施設で啓発グッズを配布することで、ノーマライゼーションの理念等について普及啓発につなげた。 〔課題〕 障害者週間やもりやまふれあいフェアでの普及啓発について、幅広く周知するため、場所や方法等の工夫が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2021に基づき、合理的な配慮のもと共に支え合う社会の実現のため、もりやま地域共生大会(ふれあいフェア)の開催や自立支援協議会・民生委員児童委員協議会等での研修の場等を通じてノーマライゼーションや共生社会の普及・啓発に努める。	障害福祉課
人-26		・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 東京パラリンピックの開催に伴い、パラスポーツを身近に感じてもらえるようパラスポーツの周知・普及啓発を行った。 〔課題〕 実際にパラスポーツを体験する機会が少ない。	〔具体的な取組〕 障害者スポーツ大会の周知をするとともに、障害者スポーツの競技紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、交流の場の確保と障害のある人の理解促進を図る。	障害福祉課	
人-26			〔成果〕 パラスポーツの普及を図るため、小・中学校中心に出前講座を実施した。(計)27件	〔具体的な取組〕 引き続き、パラスポーツの普及を図るため、小・中学校中心に出前講座を実施する。 【目標値】 出前講座 年間30件	スポーツ振興課	

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-27	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	高齢者に対する虐待等の防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。</li> <li>・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通報の連絡が入った場合には、長寿政策課やケアマネジャー等と連携し、48時間以内にスクリーニング会議を行うなど迅速な対応に努めた。</li> <li>・民生委員児童委員協議会等で高齢者虐待の啓発チラシの配布:300枚</li> <li>・有線放送:1回(高齢者の権利擁護)</li> <li>・高齢者の権利擁護関係出前講座:4回</li> <li>・認知症サポーター養成講座における啓発:1,749人</li> <li>・虐待通報件数:44件(うち認定23件)</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の早期発見・早期支援のため、継続的に市民や関係機関への周知啓発が必要である。</li> </ul>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案発生時は迅速に関係課・関係機関と情報共有し、虐待支援マニュアルに基づいて対応を行う。</li> <li>・高齢者の権利擁護(虐待防止等)について出前講座を行い、虐待への気づきやその支援について周知啓発を行う。</li> <li>・有線放送(声の広報)にて、高齢者の権利擁護について周知を行う。</li> </ul> <p>〔目標値〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の防止に関する啓発ちらしの配布300枚</li> <li>・認知症サポーター養成講座における高齢者の権利擁護にかかる啓発 1,000人</li> <li>・有線放送:1回(高齢者の権利擁護・成年後見制度)</li> <li>・高齢者の権利擁護について出前講座等:5回</li> </ul>	地域包括支援センター
人-27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。</li> <li>・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等で高齢者虐待への対応について周知。早期通報、早期解決に向け、取り組んだ。</li> <li>・新規通報受理件数 延44件(うち、認定23件)</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応マニュアルに基づいた迅速な対応を行うため、地域包括支援センター、市担当部署等をはじめとした関係機関職員の専門性の向上が必要である。</li> <li>・認知症等により介護負担が大きいと考えられる対象者の早期把握、虐待を未然に防ぐための早期介入の仕組みづくりが必要である。</li> </ul>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応マニュアルに基づいた迅速な対応が行えるよう、研修会への参加、事例の積み重ねによる職員の資質向上を図る。</li> <li>・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等を活用し、虐待等が疑われる場合の早期通報・相談について、継続的に周知する。</li> </ul> <p>〔目標値〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー研修での周知 年2回</li> <li>・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 年2回</li> </ul>	長寿政策課
人-28			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が被害に遭いやすい悪質商法等の消費者被害について、広報等で周知・啓発を行い、被害防止に努めます。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向けパンフレットや消費生活センターの周知を目的とした啓発品を、高齢者対象の講座や消費生活センター窓口にて配布したことで、相談できる場所としての周知につながった。</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者被害の救済にあたっては、地域包括支援センターや民生委員等の連携が不可欠であり、見守りのしきみを検討する必要がある。</li> </ul>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携するなか、危機発生報告書および守山市安全・安心メールを活用し、振り込み詐欺、悪質な訪問販売等の被害防止に努める。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら出前講座を継続する。</li> <li>・庁舎内にて消費生活センターの周知を目的としたパネル展示の開催を検討する。</li> <li>・地域包括支援センターへの情報提供と緊密な連携を行っていく。</li> </ul>	生活支援相談課
人-29	認知症の人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。</li> <li>・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。</li> </ul>	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定調査で介護負担が大きいと思われる項目に該当した人の介護者へ、訪問相談等を実施した。また、認知症の正しい知識の普及を目指し、認知症サポーター養成講座の中で、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりについて啓発した。</li> <li>・認知症家族介護者訪問(訪問・電話・窓口対応):140人</li> <li>・認知症サポーター養成講座:20回879人(内、職域:44人)</li> <li>・(上級編)みまも〜り〜♡隊員養成講座:6回870人</li> <li>・行方不明高齢者等SOSネットワーク協力機関数:64機関</li> </ul> <p>地域ケア(個別・推進)会議で、認知症をテーマにした事例を検討し、地域課題の抽出を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議:年3回、地域ケア推進会議:年2回</li> </ul> <p>認知症等により判断能力が十分でない人に対する権利侵害が疑われる場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護制度の利用を支援した。・権利擁護相談:535件</p> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人の家族から「地域の人に知られたくない」という声や、市民から「ほけ」「痴呆」という病名を表す言葉を聞くことがあり、引き続き認知症に対する正しい知識の啓発に努める必要がある。</li> </ul>	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症家族介護者訪問の継続</li> <li>・認知症サポーター養成講座の継続、職域の受講促進。</li> <li>・地域ケア個別会議の開催による、地域課題の抽出と政策形成の検討。</li> <li>・権利侵害の発生が予想される場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を支援する。</li> </ul> <p>〔目標値〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者訪問の実施 140人</li> <li>・認知症サポーター養成講座養成人数 1,500人</li> <li>・行方不明高齢者等SOSネットワーク協力機関数 70機関</li> <li>・地域ケア個別会議4回、地域ケア推進会議2回</li> <li>・成年後見制度等利用支援相談 40件</li> </ul>	地域包括支援センター	

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-29	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	認知症の人等への支援	・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。	〔成果〕 ①成年後見制度の利用促進 ・NPO法人成年後見センターもだまへ委託し、高齢者や家族等への成年後見制度や権利擁護に関する相談支援、周知啓発を実施した。 相談支援実績 高齢者41件 出前講座 4件、なんでも相談会(11月)、出張相談会 11回 ・申立費用助成 2件、報酬費用助成 16件 ②虐待の防止 ・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等で虐待通報等についての周知を行い、高齢者への権利侵害の早期発見・対応に取り組んだ。 〔課題〕 ①成年後見制度の利用促進 ・認知症高齢者等の増加により、今後も制度利用が必要となる高齢者が増えることが見込まれるため、継続的な制度の周知が必要である。 ②虐待の防止 ・高齢者の権利侵害を早期に発見できる仕組みづくりが必要である。	〔具体的な取組〕 ①成年後見制度の利用促進 ・制度を必要とする人が利用につながるよう、広報・ホームページ、相談会、出前講座等により、周知啓発を行う。 ・令和3年度に湖南4市で設置した成年後見制度の利用促進のための中核機関(もだまに委託)、協議会を中心に、相談支援・周知啓発等の充実を図る。 ②虐待の防止 ・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等を活用し、高齢者の権利侵害が疑われる場合の早期相談について、継続的に周知する。 ③認知症の人や家族への支援 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を開始し、SOSネットワーク事前登録と連携を図ることで、外出時の不安軽減、行方不明時の早期対応・早期発見につなげる。 〔目標値〕 ・ケアマネジャー研修での周知 年2回 ・民生委員児童委員協議会定例会での周知 年2回	長寿政策課
人-30		単身高齢者等への支援	・単身高齢者や高齢者世帯等が、不安を感じることなく生活ができるよう、安否確認の体制づくり(地域見守りネットワーク)や生活支援等の一層の充実を図ります。	〔成果〕 緊急通報システム、配食サービス等により、高齢者の安全確保、安否確認を行い、安心して生活できる体制づくりを進めた。配食サービスについては、これまでの昼食に加え、夕食を追加して支援の充実を行った。 ・緊急通報システム 60世帯、配食サービス 54人 8,290食 ・生活支援体制整備事業において、各学区、地域で高齢者の生活支援(ゴミ出し等)の具体的な取組が開始した。 いきいき活動推進補助金補助団体 5団体 〔課題〕 ・今後もひとり暮らし高齢者等、支援を必要とする人の増加が見込まれることから、ニーズを把握し、支援内容の見直しを図る必要がある。	〔具体的な取組〕 ・緊急通報システム、配食サービスを継続実施し、高齢者の安全確保と安否確認を行う。 ・地域で高齢者の生活支援等に取り組む団体が増えるよう、具体的な取組の紹介、立ち上げのための補助金(いきいき活動推進補助金)等について周知する。 〔目標値〕 いきいき活動推進補助金 補助団体 10団体	長寿政策課 地域包括支援センター
人-31		ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)を委嘱し、新庁舎建設に係る会議や自治会主催の防災訓練等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 〔課題〕さらにユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施の依頼を、7学区自治会長会で行うなど、周知を図る。 〔目標値〕 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施…年間5回	健康福祉政策課
人-31				〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。 〔具体的な取組〕 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備を推進します。		建築課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-31	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	<p>〔成果〕</p> <p>市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように、危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努めた。また、歩道に関しては、透水性舗装を主とし、歩行者への水撥ね等に配慮した整備を行った。</p> <p>〔課題〕</p> <p>新たな路線のバリアフリー化を計画していく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努め、また、歩道に関しては歩行者への水撥ね等に配慮した透水性舗装の整備を行う。</p> <p>〔目標〕</p> <p>ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるように、危険箇所の早期発見および早期整備を進めていく。</p>	道路河川課
人-31				<p>〔成果〕</p> <p>令和4年度に向けて、もーりーカーの登録要件等の緩和に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の同乗が可能となる</li> <li>・乗降場所10か所、目的地1か所増設</li> <li>・目的地「すこやかセンター」が誰でも利用可能となる</li> <li>・目的地から目的地までの乗車が可能となる</li> <li>・乗降場所の学区制廃止</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <p>令和3年度のもーりーカーの利用件数は30.1件/日であり、目標の50件/日に及ばなかった。利用促進のため更なる充実策を検討していく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>誰もが安心して利用できる公共交通を実現するため、もーりーカー制度の周知や、利用条件の緩和などを引き続き検討する。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>もーりーカーの利用件数50件/日</p>	都市計画・交通政策課
人-32	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	<p>〔成果〕</p> <p>介護保険住宅改修による給付と、高齢者住宅小規模改造助成事業の実施により、段差解消など日常生活動作がしやすい住宅環境の整備に寄与した。また、必要に応じて現場確認を行うなど事業の適正化に努めた。</p> <p>〔実績〕</p> <p>介護保険住宅改修210件、高齢者住宅小規模改造助成事業5件</p> <p>〔課題〕</p> <p>サービスが必要な方が増える中、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、職員の制度理解を深めるとともに、申請等に対して適切に助言し、判断できることが求められる。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>高齢者の増加により年々事業費が増加する中、介護保険法や助成事業実施要綱に基づき、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、法内容の理解の徹底や研修等による知識の習得等、職員の資質向上に努め、引き続き事業の適正化に努める。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>介護保険住宅改修200件、高齢者住宅小規模改造助成事業5件</p>	介護保険課
人-32				<p>〔成果〕</p> <p>①総合事業の継続実施 パンフレットを刷新し、事業の周知啓発を行った。</p> <p>②第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた事業の推進 PDCAサイクルにより検証を行い、各事業を実施した。</p> <p>③高齢者の自立支援を目指した「守山市ケアマネジメント方針」の策定に向け、介護保険運営協議会で意見聴取を行った。</p> <p>〔課題〕</p> <p>地域で利用できる福祉・介護サービスの情報が広く周知できていない。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・総合事業について、安定的なサービス提供体制の確保のため、事業者との情報交換により課題の把握、体制整備を行う。</p> <p>・第8期計画の評価を行い、各事業の推進を図る。</p> <p>・第9期計画策定に向けアンケート調査を実施し、市民ニーズ等を把握する。</p> <p>・ケアマネジャー研修、民生委員児童協議会定例会等を活用し、総合事業やインフォーマルサービス等の情報提供を行う。</p>	長寿政策課 地域包括支援センター

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-33	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	社会参画の促進	・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいづくりを推進します。 ・活躍できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組みづくりに取り組みます。	〔成果〕 ①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制約される中、感染対策に留意してサロン等を開催することで、交流の場、閉じこもり防止、ボランティア活動の推進が図れた。 ・すこやかサロン 開催自治会 49自治会 ・いきがい活動ポイント 活動人数 延 1,503人 ②地域共生社会の実現 生活支援体制整備事業において、各学区の第2層協議体での協議をもとに、補助金を活用し、ごみ出し支援等の生活支援ボランティアの取組が開始した。 ・いきがい活動推進補助金補助団体 5団体 〔課題〕 ①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの実施が難しい。 ②地域共生社会の実現 ・地域により、協議や取組が進みにくい状況がある。 ・元氣な高齢者が活躍できる場の拡大、情報発信が必要である。	〔具体的な取組〕 ①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルスの影響により、食事の提供や大人数での実施等、従来どおりの開催が難しいことから、感染対策への補助や活動についての支援を行い、交流の場づくり、ボランティア活動の充実を図る。 ②地域共生社会の実現 ・第2層協議体での、高齢者の生活支援に係る取組が実現、継続できるよう必要な支援を行う。 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度(いきがい活動推進補助金)について周知し、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。 〔目標値〕 ・いきがい活動推進補助金 補助団体 10団体	長寿政策課
人-34		外国人に対する差別の解消	・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「外国人の人権」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。 〔課題〕 ヘイトスピーチ解消法の認知度がまだ十分とは言えない状態である。	〔具体的な取組〕 ・「ヘイトスピーチ解消法」の周知については、大津地方務務局や市民協働課と連携し、ポスターの掲示、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やのチラシの配布に努める。 ・守山市まちづくり人権教育推進協議会総会後の記念講演において多様性社会をテーマに講演会を開催する。(6/5) 演題:「私からはじめる 私たちの多様性社会」 講師:(公財)とよなか国際交流協会 三木 幸美さん	人権政策課
人-35	6外国人の人権 ＜第4次計画＞ (本編P21～)	外国語による情報提供、日本語指導の推進	・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。	〔成果〕 ○外国人への情報提供 ・新型コロナウイルス感染症等の情報について、やさしい日本語および英語(多言語資料も随時掲載)により外国人への情報提供を行った。 ○市国際交流協会への委託および補助事業等により、下記の施策を実施したことにより、在留外国人が快適に日常生活を送れる環境整備に努めた。 ・日本語教室の実施 月2回(年17回開催。9月、2月は新型コロナウイルス感染症の影響により休講)の日本語教室の開催。(延べ114人参加) ・外国人随時通訳相談受付 在留外国人からの希望を受けて通訳を派遣、市役所の窓口など複雑な手続きを必要とする場面など相談支援を行った。(10件) ・「みみタロウ」の配布 2か月に1度、滋賀県国際協会発行の生活情報誌「みみタロウ」を希望者に郵送し、日常生活の手助けとなる情報提供を行った(スペイン語、韓国語、中国語、英語、タガログ語、ベトナム語、日本語[かな付き]。R4.3月現在、30世帯)。 ・「生活ガイドブック」配布 外国籍転入者を対象に、各言語(ポルトガル語、中国語、英語)による「生活ガイドブック」を配布し、住民登録の方法や各手当の受給方法、ごみの出し方注意などの案内を行った。 ・新たに変更になったゴミの撤出方法について、ゴミカレンダーを6か国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語・インドネシア語)に翻訳し、配布した。 〔課題〕在留外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在留外国人の声を慎重に把握する必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、日本語教育の充実や生活情報誌の配布およびホームページ等により必要な情報提供を行う。また、やさしい日本語での情報提供を推進する。同時に、国際交流協会の取組や行政情報も併せて案内することで、現在提供しているサービスを活用していただけるよう周知に努める。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要なサービスにつなげる。 〔目標値〕 「みみタロウ」配布先世帯 R3:30世帯→R6:50世帯	市民協働課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-36	6外国人の人権 ＜第4次計画＞ (本編P22～)	外国人に対する就労支援	・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。	〔成果〕 企業訪問を通じ、外国人の雇用状況の把握を行った。また、関係団体および関係課と連携を図る中、外国人向けの就労情報発信や、外国人就労者からの相談対応を行うことができた。 〔課題〕 現在、新型コロナウイルス感染症の影響から渡航が制限されている国もあり、企業の受入期間が終了しても本国に帰れない外国人に対する支援が必要である。	〔具体的な取組〕 企業訪問等を通じ、外国人就労者についての実態把握を引き続き行い、支援が必要な場合は市民協働課・生活支援相談課や関係機関と連携し、対応する。 また、企業内人権教育推進協議会の各種研修などを通じて、外国人の人権に対する啓発に取り組みほか、外国人を含めた就労困難者に対しても就労安定推進員を中心に、重層的支援を活用するなど包括的な支援を行う。	商工観光課
人-37		多文化共生社会・国際理解の推進	・多様な価値観を認め、支え合い、ともに地域づくりが行えるよう、姉妹都市への使節団および学生の派遣や多文化理解促進に向けた異文化交流サロン等を通じ、国際理解推進や国際意識の向上を図り、また多文化共生社会の構築に努めます。 ・国籍を問わず、汎用性が高いコミュニケーション手段である言語、「やさしい日本語」を介したコミュニケーションの普及や交流を図り、相互理解の促進に努めます。	〔成果〕 国際交流協会との連携を図り、市民ボランティアの方々の協力のもと、「MINNAのサロン」(日本文化体験等)を開催し、在住外国人の方々と交流できる場を設けることで、多文化共生に対する理解が深まった。 また、在住外国人の方々に市の担当職員から、10月から変更になったゴミの分別方法についての説明を受けてもらい、理解を深めていただく機会を設けることができた。 〔課題〕 在住外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在住外国人の声を慎重に把握する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症関連の影響で例年実施していた「国際交流の広場」について3年連続で中止しており、コロナ下における交流方法等について検討する必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、「国際交流の広場」など多文化共生に対する理解が深まるようなイベントを、国際交流協会との連携を図りながら開催する。 それぞれの地域で住みやすい生活環境が創造できるよう、国際交流協会や市民ボランティアの方々の協力のもと、必要な対策を実施する。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要な施策・事業につなげる。 国際理解を深める取組みの1つとして、中高生サミットで学生が提案した「とびだしキッズ」プロジェクトを実際に実行し、市内在住の外国人とともに、各国の民族衣装等のデザインによる、飛び出し看板の製作に取り組む。 【目標値】 MINNAのサロン参加者数 R3:のべ47名→R6:200名	市民協働課
人-38		外国人児童・生徒への教育	・日本語指導員による支援体制の充実を図り、日本語の理解が十分でないために学力低下や学校生活に支障をきたすことがないよう、一人ひとりの習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進します。 ・母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。	〔成果〕 日本語能力が十分でない児童・生徒17人に対し、日本語指導員(ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、韓国語)を派遣し、一人ひとりに応じた日本語指導を実施し、安定した学校生活を送ることができるよう環境を整えた。 〔課題〕 日本語指導員を派遣する時間数に限りがある上に、支援を必要とする児童・生徒の増加により、日本語指導員がいないときの関わりが課題である。	〔具体的な取組〕 日本語指導が必要な児童生徒15名(英語1人、ポルトガル語1人、スペイン語11人、タガログ語1人、韓国語1人)に対し、日本語指導員を派遣し、一人ひとりに応じた日本語指導を実施し、安定した学校生活を送ることができるようにする。	学校教育課
人-39		国際理解教育の推進	・自分の国の伝統・文化を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力を身につける等、国際社会に貢献できる資質や能力の育成に努めます。	〔成果〕 日本の伝統楽器や百人一首など文化についてさまざまな機会学ぶことができた。外国語の授業ではALTから出身国の文化を学ぶなど、理解を深めた。 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症拡大のため、中学生のレナウイへの派遣など体験的な学習ができなかった。	〔具体的な取組〕 さまざまな学習の場面で自国の文化・伝統に触れるとともに、他国の文化に触れる機会を設けていく。また体験的な学習も計画していく。	学校教育課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-40	7患者の人権 <第4次計画> (本編P23~)	患者等に対する差別の解消	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。	<p>〔成果〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者に対する中傷や、ワクチン未接種者に対する偏見等が社会問題となっている。コロナ差別の現状に関する講演会の開催や、差別をなくすために大切なことを記した啓発資料の配布・ホームページへの記事掲載を行い、正しい知識に関する教育・啓発を行うことができた。</p> <p>・講演会(6/6)</p> <p>※守山市まちづくり人権教育推進協議会総会記念講演 演題:「ピンチをチャンスに～コロナ差別の実態から考える部落差別～」 講師:(公社)反差別人権研究所みえ常務理事・事務局長 松村 元樹さん 【参加者:127名】</p> <p>・講演会(8/21)※第46回守山市人権・同和教育研究大会 演題:「コロナの状況下におけるネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」 講師:(株)情報文化総合研究所代表取締役所長 佐藤 佳宏さん</p> <p>・啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう! (日本赤十字社作成)」、「まずは“自分”から 差別の連鎖をなくそう! ～新型コロナウイルス感染症から「人権」を考える～(人権政策課作成)」等 要望のあった自治会、各種団体等において配布</p> <p>〔課題〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害については市民の関心も高いが、HIV感染者やハンセン病元患者等に対する市民の関心は低い。研修会や啓発資料の配布等により、市民の正しい理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症という市民の関心の高い話題をきっかけとして、他の病気を理由とする差別についての理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害については、研修会や啓発資料の配布などを通じて、指導者層や市民に対する教育・啓発活動を継続して実施する。</p> <p>・啓発資料「人権啓発リーフレット(部落解放・人権政策びわこ南部地域研究集會作成)」、「今こそ、思いやりの心を、互いを思いやる心を忘れないために大切なこと(滋賀県広報紙 滋賀プラスワン)」、「不安を差別につなげちゃいけない。(法務省作成)」等の活用</p> <p>〔目標値〕</p> <p>・市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催 1回以上</p>	人権政策課
人-40				<p>〔成果〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる差別防止を図るため、「STOP感染症差別」をテーマとした市民啓発を行った。</p> <p>・関係する人権講座 1回</p> <p>・センター通信での啓発 2回</p> <p>〔課題〕</p> <p>コロナ禍が継続しており、感染症にかかる差別防止について引き続き啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>直面するコロナ差別の防止を柱として、「STOP感染症差別」の市民啓発を行う。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>センター通信における啓発回数 2回</p>	地域総合センター
人-41		感染症に関する正しい知識の普及・啓発	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	<p>〔成果〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症の正しい知識をホームページ等で周知するとともに、学童指導員やヘルパー向けに、感染予防と感染者の人権保護に関する講義を行った。</p> <p>〔課題〕</p> <p>新型コロナウイルスやHIV等の性感染症の他にも様々な感染症があることから、それらに対する正しい知識の普及啓発が必要である。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症については、引き続き、関係機関と連携しながら、感染症予防についての正しい知識を広報や有線放送、自治会回覧等のツールを用いて啓発する。</p> <p>また、厚労省や滋賀県からの最新情報を確認し、随時ホームページや安全・安心メール等で更新する。</p>	すこやか生活課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-42	8性的指向・性自認等 ＜第4次計画＞ (本編P24～)	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 若年層を中心に、性的指向・性自認に対する社会の関心が高まる中、地域等における研修を推進するリーダー層の理解を深めるため、守山市まちづくり人権教育推進協議会研修会(11/8)において、当事者(支援組織の代表者)から講演をいただいた。 演題:性の多様性について学ぶ ～LGBTQの基礎知識と、誰もが暮らしやすいまちとは～ 講師:Tsunagary Café 代表 阪部すみとさん 参加者:20人(守山市まちづくり人権推進協議会常任委員、人権擁護委員等)  〔課題〕 令和元年度実施の市民意識調査結果から、特に高齢層の関心が低いことが明らかになっている。研修会や啓発資料の配布等を繰り返し行い、市民の正しい理解と認識を深める啓発活動を推進する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・性的指向・性自認が多数派と異なる人たちの中には多様な立場の方がおられ、発展途上の人権課題と言われているため、最新の情勢に注意を払い、継続して情報収集を行う。 ・市民を対象とした啓発資料を作成し、自治会人権・同和問題学習会等で配布して広く市民に周知する。 ・講演会(8/20)※第47回守山市人権・同和教育研究大会 演題:「あなたの身近にもいるLGBTQ+ ～男女やLGBTだけじゃない!性のあり方は十人十色～」 講師:井上 鈴佳さん  【目標値】 ・市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催や啓発資料の配布等の学習機会の提供 1回以上	人権政策課
人-42		子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、性的指向・性自認等に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 センター通信等を通じてジェンダーやセクシュアリティを巡る人権課題について啓発を実施した。  〔課題〕 性の多様性についての理解を一層広げるため、継続して啓発する必要がある。	〔具体的な取組〕 市民や子育て中の保護者を対象とした人権講座をはじめ、若い世代にも啓発できるよう中学生自主活動学級の中にもセクシュアリティをテーマとした内容を取り入れて各世代に啓発を実施する。  【目標値】 ・関係する人権講座 2回 ・関係する中学生自主活動学級 1回	地域総合センター
人-43		9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P25～)	関係機関との連携による対応	・インターネットによる人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して、大津地方法務局や公益財団法人滋賀県人権センター等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	〔成果〕 人権の日の取組として講話を聞いたり、人権学習や性教育の中でLGBTに触れて学習が行われた。そのために教職員研修のテーマとして取り上げ、性的指向・性自認等についての意識も高まった。  〔課題〕 発達段階に応じた学習内容を検討していくことが課題である。	〔具体的な取組〕 人権学習や性教育の時間などさまざまな視点から性的指向・性自認等についての発達段階に応じた学習を行い、正しい理解を深めていく。  【目標値】 学習を年1回以上実施する。
人-44				〔成果〕 インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応することになっており、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施し、的確な対応方法を確認できた。  〔課題〕 インターネットによる人権侵害等が発生した際に、迅速かつ的確な対応ができるよう日頃から意識づけることが必要である。	引き続き、インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施していく。  【目標値】 シミュレーションの実施 年1回	人権政策課



No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-45	9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P25～)	啓発・広報の推進	・研修会・講演会の開催や、県等で実施される研修会への参加、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、インターネットによる誹謗中傷等の発生を未然に防ぐための取組を推進します。	〔成果〕 インターネット社会の進展に伴い、ネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が社会問題となっているため、情報モラルやネット差別の現状についての研修会に参加し、ネット差別を未然に防ぐために大切なことについて学ぶことができた。 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回) 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「インターネット上での人権侵害」も一つの候補として紹介し、インターネット上で人権侵害を受けた時にどうすればよいのか、また人権侵害をしないために気を付けることなどをわかりやすくまとめたチラシを活用いただいた。  〔課題〕 新型コロナウイルス感染症に関連するネット差別も全国的に生じているため、ネット差別の加害者にも被害者にもならないために心掛けることについて、市民を対象とした研修を進める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回) ・自治会等で配布する啓発チラシの充実  〔目標値〕 ・市民を対象とした研修会の開催 1回以上 ・他機関主催の研修会への参加 3回以上	人権政策課
人-46		子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 各校でSNSや動画共有サイトなどインターネット等の人権に関する研修を行い、児童生徒の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。  〔課題〕 インターネット上の人権侵害や情報流出は学校現場では発見することが難しい。	〔具体的な取組〕 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、警察など関係機関との連携を密にする。インターネット上の人権侵害に関する研修を行い、的確な対応ができるように努める。  〔目標値〕 研修を年1回以上実施する。	学校教育課
人-46		職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 放課後児童支援員向けにインターネットによる人権侵害についての研修を予定していたが、新型コロナウイルスの蔓延により見送ることになった。  〔課題〕 一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて、啓発活動に取り組む必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、放課後児童支援員向けの研修の一環として、カリキュラムに加える等の検討を実施する。  〔目標値〕 研修の実施回数2年に1回以上。	こども政策課
人-47		地域総合センター		〔成果〕 インターネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が発生した場合迅速かつ的確な対応をとれるよう、研修会へ参加し、職員の資質向上に努めた。 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回) ・コロナ渦におけるインターネットによる人権侵害等について学び、適切な対処法を学ぶため、職員・教職員等も参加する第46回守山市人権・同和教育研究大会で講演会を開催。 演題:「コロナの状況下におけるネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」 講師:(株)情報文化総合研究所代表取締役所長 佐藤 佳宏さん  〔課題〕 インターネットによる人権侵害行為を把握するため、相談窓口の周知に努める必要がある。また、こうした行為が発生した際に迅速かつ適切な対応をとれるよう、関係機関と連携を図り、継続して職員の資質向上に努める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回)  〔目標値〕 ・他機関主催の研修会への参加 3回以上	人権政策課
人-47			〔成果〕 「インターネットと人権」をテーマにした人権講座を開講し、市民のみならず職員や教職員の受講を図った。  〔課題〕 ネット上では、数多くの差別が作られ、拡散されている状況であり、引き続き啓発に取り組む必要がある。	〔具体的な取組〕 各校園への人権教育計画訪問等を活用して、教職員にネット社会における人権侵害について啓発を進め、特に子どもたちがネット上の人権侵害に巻き込まれないように教職員の意識を高める。	地域総合センター	

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和3年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-47	9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P26～)	職員・教職員等の研修の充実	職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	<p>〔成果〕 インターネット等の人権侵害の研修を行い、教職員の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。</p> <p>〔課題〕 インターネット上の人権が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるような対応力を高める。</p>	<p>〔具体的な取組〕 インターネット上の人権侵害が発生したとき、教職員が的確な対応ができるようなスキルを身に付けるため、「インターネットと人権」に関する研修を実施する。</p> <p>〔目標値〕 研修を年1回以上実施する。</p>	学校教育課
人-48	10その他の人権 ＜第4次計画＞ (本編P26～)	啓発や学習の推進	・その他の人権課題に対しても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。	<p>〔成果〕 北朝鮮拉致被害者の人権については、ポスター掲示・チラシの配架を行い、アイヌの人々の人権については、啓発資料やチラシの配布を行った。</p> <p>〔課題〕 その他の人権については、人権課題が多岐にわたるため、啓発内容や人権学習として選択されないことが多い。</p>	<p>〔具体的な取組〕 「その他の人権(災害発生時の人権問題、ホームレス、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人とその家族、北朝鮮拉致被害者、アイヌの人々)」の啓発については、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努めます。</p> <p>・啓発資料やチラシの配布(アイヌの人々の人権)</p> <p>〔目標値〕 啓発資料やチラシの配布 年1回</p>	人権政策課